

北広島町エネルギーマネジメントシステム構築事業 基本設計業務 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、北広島町が脱炭素先行地域計画を実施するにあたり、エネルギーマネジメントシステム（以下、「EMS」という。）の全体構成・規模・方式を設計するとともに、エネルギー需給シミュレーションによりEMSの運用面からみた場合の連携する設備の最適な条件を整理する事業者を公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により選定するため、必要な事項を定めるものである。

なお、本事業は脱炭素成長型経済構造移行推進対策費交付金（特定地域脱炭素移行加速化交付金）の令和7年度予算（繰越）及び令和8年度予算を活用して実施する。令和8年予算分の事業については、国予算の成立及び交付決定並びに町予算の成立を前提とする。

1 業務概要

- (1) 業務名 北広島町エネルギーマネジメントシステム構築事業 基本設計業務
- (2) 業務内容 別紙「北広島町エネルギーマネジメントシステム構築事業 基本設計業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行場所 広島県山県郡北広島町一円
- (4) 履行期間 契約締結日から令和9年3月19日まで
- (5) 委託金額 38,007,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内

2 業務の目的

2050年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指す実行計画「北広島町地球温暖化対策実行計画～北広島町ゼロカーボンタウン推進計画～」では、町内で創出した再生可能エネルギー電力を町内で消費するエネルギーの地産地消を掲げており、それを実現する主要事業として環境省の「脱炭素先行地域（第6回）^{*1}」の選定を受けている。

この事業は、再エネ発電設備、受電・送電設備、蓄電池設備等とデータ連携するとともに、電力の見える化により電力需要家のデマンドレスポンス（以下、「DR」という。）を可能とするEMSを構築することとしている。

本業務では、EMSの全体構成・規模・方式を設計するとともに、エネルギー需給シミュレーションによりEMSの運用面からみた場合の連携する設備の最適な条件を整理する。

3 プロポーザルの実施方法

- (1) プロポーザルは、本業務の業務委託予定業者（以下「委託予定業者」という。）を選定する。
- (2) 委託予定業者の選定にあたっては、有識者及び北広島町の職員で組織する「北広島町エネルギーマネジメントシステム構築事業 基本設計業務委託予定業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において審査を行う。

- (3) プロポーザルへの参加資格については、参加申込書等を提出した者の参加資格要件を確認し、提出者へ通知を行う。
- (4) 選定委員会は、選定審査において、企画提案書を提出した者の中から本件業務の委託予定業者としてふさわしいものを特定する。(特定された者を「特定者」という。以下同じ。)
- (5) 特定者が、契約の締結までにプロポーザルの参加資格に該当しなくなった場合又は随意契約の見積書徴収において辞退した場合は、その者とは契約の締結を行わないこととする。この場合は、特定者の次順位の者を最も優れた者として、随意契約の手続きを行うこととする。

4 プロポーザルの参加資格

プロポーザルへの参加資格者は、法人格を有する団体（共同企業体は不可）で、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定による入札参加制限を受けている者
 - ② 手続開始の公示の日から契約締結の日までの間のいずれかの日において、北広島町の指名除外措置を受けている者
 - ③ 施行令第 167 条の 4 第 2 項に該当する者で、町長が入札に参加させないこととした者
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は北広島町暴力団排除条例（平成 23 年条例第 15 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者。
- (2) 本業務の趣旨を十分に理解し、仕様書に基づき委託事業を実施するために必要な体制を備えており、委託事業を的確に遂行できること。
- (3) 北広島町入札参加資格者名簿（委託役務関係の情報通信「システムの設計・開発」）に登録されている者であること。ただし、契約締結の日までに登録される予定の者も含む。
- (4) 個人情報の取扱いについて、適切な保護措置を講じる体制を確保できること。
- (5) 町税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 過去に国又は自治体から元請けとして受託した、EMS の構築業務（再エネ発電設備、受電・送電設備、蓄電池設備等とデータ連携するとともに、電力の見える化により電力需要家の DR を可能とするもの）の実績を 1 件以上有していること。ただし、単に計画策定業務や実現可能性調査業務は実績として認めない。
- (7) 管理技術者又は主担当技術者に係る資格の加点評価
管理技術者又は主担当技術者の保有資格のうち、次のいずれかの資格を保有している場合は、加点評価する。
 - ① 技術士（電気電子部門（電力・エネルギーシステム、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備）、総合技術管理部門）

- ② エネルギー管理士
- ③ 電気主任技術者（第一種、第二種、第三種）

5 プロポーザルのスケジュール

内容	日程（期限）	備考
募集開始	令和8年2月27日（金）	閲覧場所：北広島町ホームページ
質問受付	令和8年3月9日（月）まで	提出方法：電子メール
質問回答期限	令和8年3月13日（金）まで	回答方法：北広島町ホームページ
参加申込書の提出	令和8年3月19日（木） 午後5時まで	提出方法：電子メール等
参加承認通知	令和8年3月27日（金） 午後5時まで	通知方法：電子メール
企画提案書の提出期限	令和8年4月17日（金） 午後5時まで	提出方法：電子メール等
選定審査会（プレゼンテーション）	令和8年4月27日（月）	北広島町役場本庁
審査結果の通知	令和8年5月1日（金）（予定）	通知方法：電子メール、 北広島町ホームページ

6 質問受付・回答

(1) 質問方法

質問書（様式7）を作成し、電子メールに添付して提出すること。電話、FAX、口頭及び持参による質問は不可とする。

件名に「北広島町エネルギーマネジメントシステム構築事業 基本設計業務への質問」と記載し、電子メール送信後必ず電話により受信確認連絡をすること。

なお、本業務委託に係る質問以外は回答しない。

(2) 送信先

「7 書類提出及び問い合わせ先」の電子メール番号による。

(3) 回答方法

質問受付期日までに提出されたすべての質問の回答は、3月13日（金）までに随時、町ホームページに掲載し、個別には回答しない。

7 書類提出及び問い合わせ先

〒731-1595

広島県山県郡北広島町有田1234番地

北広島町役場環境生活課ゼロカーボン推進室

電話：0826-72-7365（内線1355）

電子メール：kitaeco@town.kitahiroshima.lg.jp

8 プロポーザルへの参加申込書の提出（資格審査）

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、以下の書類をプロポーザル参加申込の期間中に「7 書類提出及び問い合わせ先」へ提出すること。

なお、参加申込後、参加を辞退する場合は、企画提案書等の提出期限までに参加辞退届（様式8）を提出すること。プロポーザルを辞退したものは、これを理由として以後の他の業務の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

<共通>

- (1) 参加申込書（様式1）
- (2) 会社概要説明書（様式2）
- (3) 業務実績書（様式3）
- (4) 技術者の経歴（様式4-1、様式4-2）

<北広島町競争入札参加資格者名簿に登録されていない者のみ>

- (5) 最新決算年度の財務諸表（写し可。貸借対照表及び損益計算書。）
- (6) 町税納税証明書、消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可。提出日から3か月以内に発行されたもの。）
- (7) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写し可。提出日から3か月以内に発行されたもの。）
- (8) 印鑑証明書（写し可。提出日から3か月以内に発行されたもの。）

9 プロポーザルへの参加承認通知

参加申込に係る書類の確認後、プロポーザルへの参加の認否を電子メールで通知する。

10 企画提案書等の提出手続き（選定審査）

プロポーザルへの参加承認を受けた事業者は、以下の書類を企画提案書等の提出期限までに「7 書類提出及び問い合わせ先」へ提出すること。なお、提出後の提案内容等の修正は一切認めない。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書提出届（様式5）
- ② 企画提案書（様式自由）
- ③ 業務実施体制（様式6）
- ④ 実施体制図（様式自由）
- ⑤ 工程表（様式自由）
- ⑥ 提案見積書（様式自由）

(2) 作成方法

提出書類は、日本工業規格A4を用い、以下の点に注意し作成すること。

- ① 企画提案書は、両面印刷、カラー可、20ページ以内（両面印刷の場合10枚以内）、本文フォントサイズ10.5以上で作成すること。

企画提案書の作成にあたっては、仕様書の4 業務内容や本プロポーザル評価基準

を踏まえて提案するほか、要求事項に対する手法や仕様書に記載のない独自の提案、計画実現性を高めるための具体的な提案がされることを期待する。

- ② 実施体制図及び工程表は、仕様書に示す業務内容における実施方法、業務の進行など具体的に記載すること。業務の一部を再委託する場合は、再委託先の企業の名称と再委託しようとする作業の内容を記載すること。なお、業務の主たる部分を再委託することは原則として認めない。
- ③ 提案見積書は、仕様書に示す業務ごとに、本事業に係る所要経費を全て見積もり、見積りの根拠となった明細を明らかにすること。

参加する事業者が課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。（前記に加えて、消費税及び地方消費税相当額を見積書に記載することは差し支えない）

(3) 提出部数および提出方法

持参又は郵送の場合は、7部（ただし「①企画提案書届出書」は1部のみでよい）作成し提出する。電子メールの場合は、「(1) 提出書類①～⑥」の全てを1つのフォルダにまとめて提出する。ただし、メール受信容量が10MBのため、これを超える場合は複数ファイルに分割し、分割送信すること。

提出先は、「7 書類提出及び問い合わせ先」に同じ。

11 審査

(1) 審査方法

企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容をもとに、選定委員会において総合的に評価を行い、特定者を選定する。ただし、審査の結果、最高評価得点数であっても6割以上の評価に満たない場合は、選定委員会が対応を検討する。

- ① 実施日時 令和8年4月27日（月） ※別途連絡する。
- ② 場 所 北広島町役場 ※別途連絡する。
- ③ 所要時間 1者あたり質疑含めて30分程度（説明20分、質疑10分）
- ④ 説明資料 提出された企画提案書等以外の使用は認めない。ただし、企画提案書の記載内容等をプロジェクトに投影し、プレゼンテーションすることは可能とする。
- ⑤ 説明機材 プレゼンテーションに際し、必要な機材のうち、プロジェクト（又は大型モニター）、HDMIケーブルは本町が用意する。
- ⑥ 出席者 プレゼンテーションの出席人数は最大3名までとする。その際、管理技術者又は主担当技術者が、必ず出席すること。

(2) 評価項目

別表「プロポーザルの審査基準」のとおり

12 選定結果の通知

選定結果は提案者全員に通知する。同時に、特定者とその次点者の得点をホームページで公表する。なお、審査内容の詳細については非公開とし、審査内容についての問い合わせ

せ及び審査結果に対する異議の申し立ては一切受け付けない。

13 特定者との協議と契約締結

特定者は、町との協議により、企画提案内容を踏まえ、委託業務の詳細な内容を調整し、決定する。協議により、本業務の目的達成のために必要な範囲内で、仕様書の項目を追加、変更、あるいは削除する場合はある。また、これにより、委託上限金額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

14 その他

(1) 費用の負担

プロポーザルへの参加に要する全ての経費は、提案者負担とする。

(2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(3) プロポーザルに係る失格要件

プロポーザルの参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 参加申込書及び企画提案書が、提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- ② 参加申込書及び企画提案書が、町の定める様式及び記載上の留意事項に適合しない場合
- ③ 参加申込書及び企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ④ 参加申込書及び企画提案書に虚偽に内容が記載されている場合
- ⑤ 選定委員会又は関係者に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合（プロポーザル実施要領に定める手続きは除く。）
- ⑥ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- ⑦ 北広島町の審査の結果、参加資格がないと認められる場合
- ⑧ 北広島町から指名停止等の措置を受けている場合
- ⑨ 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当する場合
- ⑩ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者
- ⑪ 破産法第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始申立てがなされた場合。
- ⑫ 北広島町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同上第3号に規定する暴力団員等（以下、「暴力団員等」という。）。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑬ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条に規定する観察処分を受けた団体又は当該団体の役職員若しくは構成員
- ⑭ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者
- ⑮ 国税、地方税を滞納している場合
- ⑯ その他、プロポーザル実施要領に違反すると認められる場合

(4) 業務委託契約に関する事項

契約は、北広島町財務規則（平成 17 年規則第 47 号）に基づき行う。

① 契約の方法

随意契約とする。

② 業務委託契約約款

北広島町の定める「業務委託契約約款」を使用する。

③ 契約保証金

契約保証金は免除する。

(5) その他

① 参加事業者は、参加申込書及び企画提案書の提出をもって本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

② 企画提案書の著作権は、提案者に帰属するものとし、プロポーザルの審査及び記録としてのみ使用する。ただし、情報公開請求があった場合、北広島町情報公開条例第 6 条各号の公開しないことができる情報に該当しない場合、提案者の承諾を得ずに提案書類を公開することがある。

③ 参加申込書及び企画提案書は、審査に必要な範囲において、複製を作成することがある。

⑤ 参加申込書及び企画提案書は返却しない。

⑥ 参加申込書及び企画提案書の提出は、1 者につき 1 提案に限る。

⑦ 企画提案者が 1 者であっても審査を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、特定者とする。

別表 プロポーザルの審査基準

企画提案書を特定するための審査基準は次のとおりとする。

審査項目		審査基準	配点
能力評価	実施体制	・業務を遂行するための実施体制（協力事業者等を含む）や役割分担、バックアップ体制が整っているか。	5
	専門知識等	・業務実施体制に記載されている従事予定者（協力事業者等を含む）が本業務を遂行できるだけの経験・実績を有しているか。【加点评価】加対象保有資格有+5点	5 5
	業務の受注実績	関連業務の実績はあるか（最大5件） 【算式】業務数×2.0	10
	小計		25
提案評価	本業務の理解度	・本町の脱炭素先行地域計画を的確に理解し、求められるEMSの対象、条件を理解しているか。 ・本業務で求められている提案者の役割を十分に理解しているか。	10
	提案内容の妥当性	・CEMS、AEMS、連携する設備について考え方が合理的か。 ・概算事業費の算定、事業実施スケジュール、次段階への引継条件整理の提案内容は、円滑に次工程に移行するために妥当なものとなっているか。	20
	EMSの全体構成・規模・方式の概略レベルでの確定について	・CEMSの基本的な機能の設計について、的確な結果が得られる提案内容となっているか。 ・AEMSの基本的な機能の設計について、的確な結果が得られる提案内容となっているか。	10
	EMSと連携する設備の最適な条件整理について	・需給シミュレーションの条件設定が妥当であり、経済性、安全性、環境面等の観点で最適な条件が得られる提案内容となっているか。 ・事業スキーム・運営形態の整理が実現可能なものであり、また経済性、安全性、環境面等の観点で合理的なものとなっているか。	10
	独自提案	・仕様書にない提案など業務への積極的な姿勢がみられ、その内容が事業内容の改善に資するか。	15
	小計		65
価格	見積書	・見積方法及び金額は妥当か。	10
合計			100

※選定審査における各委員の評価点の平均点が、高い順に順位を決定する。

※ただし、審査の結果、最高評価得点数であっても6割以上の評価に満たない場合は、審査委員会が対応を検討する。